

シルバー110番・Q&A

高齢者のさまざまな悩みごとや心配ごとについて、専門家がお答えします。



法律

立退料の請求

請求できますか。

A 立退料とは、貸主（大家）の求めに応じて借家を退去する際に、支払われることがある金銭です。大家が何らかの理由により借家の明け渡しを求め

る場合、借主が立ち退きを拒めば裁判に持ち込まざるを得ず、莫大な時間や費用を要することもあります。また、大家の立ち退きの求めに正当性がない場合など、そもそも法的には立ち退きを求めることが難しい場合もあります。これらの場合に、借主が任意に立ち退きにに応じてくれることを条件に大家が支払う金銭が立退料です。

Q 私たち家族は、木造アパートで借家住まいをしています。先日、大家から家が古くなったので建て替えたいから、立ち退いて欲しい、他の住人は了解してくれている、と言われてました。

愛着のある住まいなので立ち退きたくはないのですが、どうしても立ち退きに応じなければならぬのであれば、せめて立退料を出して欲しいと思いますが、

立退料は法律に根拠規定があるわけではなく、立退料が支払われるべきかどうか、また、支払われるとしてどの程度の額が妥当なのかは、実はどこにも明確な定めがありません。

あなたの事例の場合では、家がどの程度古いのか（ことに耐震性がないなど、危険性があるかどうか）などにもよりますが、お互いの円満な解決のためには、一定の立退料を授受することは合理的です。から、あなたが立退料を請求すること自体は可能と思われ

ますが、大家の立ち退きの求

めに正当性があるかどうかにもよりますので一概には言えませんが、基本的には立ち退きを求められたことによる借主側の損失に相当する金額となります。一応の目安としては、立ち退きによって発生する引越代や新たな住まいを見つけるために必要な費用が一つの基準になるでしょう。立退料はあくまで当事者（大家と借主）間の話し合いで決まるものですから、双方でじっくり話し合ってみることをお勧めします。

弁護士 志摩 恭臣
しま やすおみ

税金

退職金や年金の税金について

Q 今年、30年お世話になった会社を定年退職することになりました。